

●月分 報告書（締切厳守：●/●）

本紙にかかる活動要件：月に2回以上のハローワークにおける職業相談等報告書の提出を怠った場合、活動を行わなかった場合、中止することがあります。

(参考様式6)

港区住居確保給付金 職業相談確認票 【離職・廃業／再々延長中】

フリガナ

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

求職登録日 年 月 日

求職番号

相談日	安定所 確認印	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど職業講習の受講	

※公共職業安定所(ハローワーク)において支援(*)を受けた場合は、安定所担当者から所
事項の記入と確認印の押印をしてもらったうえで返却してもらうこと。(ひと月に最低2回以
上の支援実績を記入すること)

*公共職業安定所の支援とは、職業相談、職業紹介、安定所が実施する就職活動セミナーな
ど職業講習の受講のいずれかをいいます。

※公共職業安定所において職業訓練の紹介又は訓練担当窓口への誘導を行った際、安定所担
当者は特記事項欄にその旨記入してください。(特に求職者支援制度における職業訓練の受
講申込書を交付した場合には、必ずその旨記入してください。)

※公共職業安定所の記入・押印を受けた本票は、月に1回、指定の期日までに港区生活・就労支
援センターに提出すること。